

建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領

令和3年9月22日 制定

1 趣旨

本要領は、広島県土木建築局が発注する工事及び業務において、受発注者の業務効率化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る目的として行う遠隔臨場の試行に関し必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 遠隔臨場

モバイル端末等により撮影した映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」や「立会」等を行うこと。

なお、上記以外でのモバイル端末等の活用を妨げるものではない。

(2) モバイル端末等

現場状況等を撮影し、通信する機能を有する機器の総称（ウェアラブルカメラ、スマートフォン、タブレット等）。

3 対象工事及び業務

広島県土木建築局が発注する全ての工事及び業務を対象とし、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の一環としても遠隔臨場の実施を積極的に検討し、受発注者で調整の上、発注者が遠隔臨場の実施を指示し実施することも可能とする。

特に大規模な工事については、積極的に活用を検討することとする。

4 実施方法

(1) 事前協議

受注者は、遠隔臨場を希望する場合は、打合せ簿により、遠隔臨場を希望する旨、遠隔臨場の適用（本要領を適用する「段階確認」や「立会」等の項目）、機器と仕様（使用する機種・アプリケーション又はサービス）について、監督職員又は調査職員（以下、「監督職員等」という。）と協議するものとする。

また、受発注者で調整の上、発注者が遠隔臨場の実施を指示する場合は、発注者は、打合せ簿により指示することとする。その後、受注者は、遠隔臨場の適用（本要領を適用する「段階確認」や「立会」等の項目）、機器と仕様（使用する機種・アプリケーション又はサービス）について、監督職員等と協議するものとする。

(2) 施工計画書又は業務計画書への記載

受注者は、遠隔臨場の計画について、施工計画書又は業務計画書に記載し、提出する。

(3) 段階確認・立会の実施

受注者は、モバイル端末等により、監督職員等に対して映像と音声の同時配信と双方向の通信を開始する。

ただし、監督職員等が必要な情報を得られなかったと判断する場合は、受注者にその旨を伝え、臨場等により実施するものとする。

(4) 実施記録

受注者は、当面の間、実施したことが分かる状況の写真や通信中の監督職員等の映像を含む画面キャプチャ等を記録するものとする。

実施記録は、段階確認の場合、段階確認書（立会の場合、確認・立会依頼書）に添付して監督職員に提出するものとする。業務の場合は、打合せ記録簿に添付して調査職員に提出するものとする。

5 機器等の準備・仕様

受注者は、遠隔臨場の実施に必要なモバイル端末や通信環境等の準備を行うものとする。

また、利用するアプリケーション又はサービス等の仕様については、発注者が保有する機器等で動作可能であり、かつ、発注者に新たな費用の負担が生じないものを受注者が選定し、事前に監督職員等の了解を得るものとする。

6 費用

遠隔臨場を実施する場合には、設計変更の対象とする。なお、設計変更は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更について（令和2年5月1日通知又はお知らせ）」によるものとする。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年9月22日から施行する。